

部長及び参事官

殿

所 属 長

県 民 発 第 9 1 号

(情管)

令和5年3月31日

30年保存(口訓)

本 部 長

高知県警察における個人情報管理要綱の制定について(通達甲)

県警察における個人情報の管理については、「高知県警察における個人情報保護管理要綱の制定について(通達甲)」(平成27年12月28日県民発第295号。以下「旧通達甲」という。)により行っているところであるが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が令和5年4月1日に施行され、同法において定める個人情報の安全管理措置に対応するため、新たに別添のとおり「高知県警察における個人情報管理要綱」を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用をもって旧通達甲は廃止する。

別添

高知県警察における個人情報管理要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、県警察が保有する個人情報、行政機関等匿名加工情報等、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び第60条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

第2 管理体制

1 総括保護管理者

- (1) 県警察に、総括保護管理者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括保護管理者は、県警察における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- (3) 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を設け、定期又は随時に開催することができる。

2 保護管理者

- (1) 各所属に保護管理者を置き、各所属の長をもって充てる。
- (2) 保護管理者は、各所属における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を高知県警察情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- (3) 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

3 保護担当者

- (1) 各所属に保護担当者を置き、各所属の副署長又は次長（次長が二人の所属にあつては次長（第一）とする。）をもって充てる。
- (2) 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

4 監査責任者

- (1) 県警察に、監査責任者を置き、県民支援相談課長をもって充てる。

- (2) 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

第3 教育研修

- 1 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を実施する。

また、保有個人情報等を取り扱う高知県警察情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、高知県警察情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保護管理者及び職員に対し、各所属における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- 3 保護管理者は、各所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4 職員の責務

職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令、高知県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年6月本部訓令第10号。以下「情報セキュリティ訓令」という。）等の各種規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5 保有個人情報等の取扱い

1 アクセス制限

- (1) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。
- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

2 複製等の制限

保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 誤りの訂正等

職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

4 媒体の管理等

- (1) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。
- (2) 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体を庁舎内で移動させる場合には、紛失、盗難等に留意するものとする。

5 誤送付等の防止

職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認等の必要な措置を講ずるものとする。

6 廃棄等

- (1) 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。
- (2) 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を

委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

7 保有個人情報等の取扱状況の記録

保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

8 外的環境の把握

保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

9 個人番号の利用の制限等

- (1) 事務取扱担当者の個人番号の利用は、番号法があらかじめ定めた事務に限定する。
- (2) 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- (3) 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- (4) 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。
- (5) 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第6 高知県警察情報システムにおける安全の確保等

高知県警察情報システムにおける保有個人情報等の安全管理については、情報セキュリティ訓令等関係規程によるものとする。

第7 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

1 保有個人情報等の提供

- (1) 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、同法第70

条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- (2) 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、同法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実施の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- (3) 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同法第70条の規定に基づき、(1)及び(2)に規定する措置を講ずるものとする。
- (4) 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第3項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- (5) 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第115条（第118条において第115条の規定を準用する場合を含む。）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から同法第112条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。
- (6) 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

2 業務の委託等

- (1) 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

ア 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持及び利用目

的以外の目的のための利用の禁止等の義務

- イ 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この(1)、(6)及び(7)において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - ウ 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項
 - エ 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置に関する事項
 - オ 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - カ 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - キ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - ク 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- (2) 個人番号取扱事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。
- (3) 保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- (4) 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容やその量に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、必要があると認めるときは実地検査により確認を行うものとする。
- (5) (4)に掲げるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (6) 委託先において、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取

扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが(4)の措置を講ずるものとする。保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務若しくは行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

- (7) (6)に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- (8) 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- (9) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8 安全管理上の問題への対応

1 事案の報告及び再発防止措置

- (1) 保有個人情報等の漏えい等の事案が発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、その事案の発生等を認識した職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

なお、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染等が疑われる場合にあつては、併せて、高知県情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ訓令、「高知県警察における情報セキュリティに係る管理体制について（通達甲）」（平成28年2月10日情管発第54号）等に基づき適正に対応するものとする。

- (2) 保護管理者は、(1)の事案が発生した場合は、速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するとともに、被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (3) 保護管理者は、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるとともに、二次被害の発生防止に努めるものとする。
- (4) 保護管理者は、当該事案が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 総括保護管理者は、(2)の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに本部長に報告する。

2 法に基づく報告及び通知

漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、1に定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

3 公表等

- (1) 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。
- (2) 県民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第9 監査及び点検の実施

1 監査

監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、定期に又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 点検

保護管理者は、各所属における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

3 評価及び見直し

総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第10 個人情報保護委員会事務局への報告

- 1 保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、漏えい等事案

その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年12月個人情報保護委員会告示第6号）に従って、個人情報保護委員会に報告するものとする。

- 2 保護管理者又は総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。
- (1) 第7の1の(5)及び第8の1の(5)の報告をするとき。
 - (2) 第8の1の(2)及び第8の3の措置を講じたとき。
 - (3) 契約相手方が個人情報保護法第120条各号に該当すると認められ、契約を解除しようとするとき及び解除したとき。